

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年1月10日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤石岳公園線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡大鹿村大河原1882番の1地先から 下伊那郡大鹿村大河原1882番の1地先まで	旧	m 2.8~8.9	km 0.0900
同上	新	m 2.8~8.9 8.1~13.3	km 0.0900 0.0873

道路管理課

選告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成31年1月10日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

表中

池田町福祉会館	北安曇郡池田町大字池田2421番地の1	池田町選挙管理委員会
池田町総合体育館	〃 大字池田3210番地4	〃

を

池田町総合体育館	北安曇郡池田町大字池田3210番地4	池田町選挙管理委員会
----------	--------------------	------------

に改める。

選挙管理委員会

**公告**

県営会染西部地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年1月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年1月10日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

- 1(1) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (2) 供用を開始する区間
安曇野市穂高柏原3634番の8地先から
安曇野市穂高柏原4513番の9地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年1月10日
- 2(1) 路線名 塚原穂高停車場線
- (2) 供用を開始する区間
安曇野市穂高柏原4361番の2地先から
安曇野市穂高柏原4356番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年1月10日

道路管理課

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成31年1月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営会染西部地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成31年1月11日から平成31年2月8日まで

3 縦覧の場所

北安曇郡池田町役場
北安曇郡松川村役場

農地整備課

公告

県営あさひ地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成31年1月10日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営あさひ地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成31年1月11日から平成31年2月8日まで

3 縦覧の場所

東筑摩郡朝日村役場

農地整備課

公告

平成30年12月27日、長野県中信平右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年1月10日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成30年12月27日、長野県中信平左岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年1月10日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成30年12月27日、東筑摩郡波田堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年1月10日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成30年12月27日、東筑摩郡黒川堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成31年1月10日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

上田市塩田平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成31年1月10日

長野県上田地域振興局長 佐藤 則之

理 事

就 任

氏 名	住 所
林 敏 昭	上田市富士山4585番地
西 川 潤一郎	上田市富士山3641番地3
工 藤 善 昭	上田市富士山1833番地
林 忠 彦	上田市古安曾644番地
関 清 隆	上田市古安曾998番地1
関 新 一	上田市古安曾1276番地1
坂 田 敬 治	上田市古安曾4004番地1
渡 辺 正 博	上田市下之郷473番地1
小 松 智 雄	上田市本郷1188番地8
甲 田 富士雄	上田市五加228番地
矢 島 秀 郎	上田市本郷448番地1
小 出 淳	上田市中野912番地2
岸 田 幹 夫	上田市保野1021番地
若 林 洋 志	上田市舞田640番地1
馬 場 悅 雄	上田市八木沢513番地
酒 井 潔	上田市十人196番地2
安 藤 守 雄	上田市新町233番地7
曲 尾 治 久	上田市手塚1141番地
芳 坂 繁 一	上田市山田1050番地
竹 内 茂 利	上田市別所温泉1872番地3

重 任

氏 名	住 所
清 水 襻裟彦	上田市下之郷553番地
安 藤 勝 昭	上田市本郷639番地1
生 島 常 吉	上田市小島710番地
小 松 元 紀	上田市前山535番地
柳 泽 和 彦	上田市前山1751番地1

大口義明 上田市手塚818番地2

退任

氏名	住所
元木喜一郎	上田市富士山4281番地1
早川慶寿	上田市富士山3300番地1
小林堅次	上田市富士山1687
塩入久徳	上田市古安曾526番地1
清水宏之助	上田市古安曾880番地
龍野一郎	上田市古安曾2411番地1
坂田正夫	上田市古安曾3796番地
児玉文武	上田市下之郷146番地1
手塚義和	上田市本郷1297番地
宮澤慶夫	上田市五加1187番地3
矢幡正夫	上田市本郷510番地2
齊藤衛	上田市中野646番地
池村功	上田市保野736番地2
市川隆	上田市舞田266番地
馬場秀明	上田市八木沢491番地
佐藤幸義	上田市十人103番地1
中澤義隆	上田市新町7番地1
曲尾昭人	上田市手塚991番地
竹下三男	上田市山田374番地1
坂井進	上田市別所温泉54番地1

監事

新任

氏名	住所
大森義文	上田市下之郷乙930番地5
小出康弘	上田市中野875番地
小林洋一	上田市十人145番地

退任

氏名	住所
花岡秀勲	上田市富士山3090番地1
元木保夫	上田市舞田246番地1
竹内茂利	上田市別所温泉1872番地3

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年1月10日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

1 許可番号

平成30年11月19日 長野県松本建設事務所指令30松建第212-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

松本市大字村井町西1-221-3、221-29の内、221-30

塩尻市大字広丘吉田字下原404-6

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市大字笛賀5929-7

高原不動産株式会社 代表取締役 高原 厚

都市・まちづくり課

正 誤

平成26年4月17日付け長野県安曇野建設事務所告示第1号「道路の区域変更及び関係図面の縦覧」中

ページ 行(箇所)

7 右側表中

誤

同	上	新	11.1~27.2	0.5220
---	---	---	-----------	--------

正

同	上	新	6.5~14.8	0.4975
			11.1~27.2	0.5220

道路管理課